

ウォーターサーバーの契約は慎重に！

【事例 1】

ホームセンターのウォーターサーバー展示販売で説明を聞いた。ウォーターサーバーのレンタル料は無料で、水代を毎月 4000 円弱支払うだけと説明された。お湯も出るので便利だと思い契約した。自宅の寝室に設置してもらったが、夜間の動作音が大きくて眠れない。これほど大きな音がするとは思わなかったので、解約を申し出たが、違約金 9700 円が必要という。もともと寝室に置くと伝えてある。無条件で解約したい。(20 歳代、男性)

【事例 2】

ショッピングセンターのウォーターサーバー販売コーナーで説明を聞いた。機器は無料で使えると勧められたが、デザインが気に入らなかった。セールスマンに別のデザインもあるとパンフレットを見せられた。気に入ったデザインがあった。チャイルドロックがついているかと販売員に尋ねると「ついている」と言うので契約した。3 日前に自宅にウォーターサーバーが届いたが、チャイルドロックがついているのは温水のほうだけで冷水にはついていない。これでは困るので解約を申し出たところ、3 年間の契約なので違約金約 15000 円を請求された。無償で解約したい。(20 歳代、女性)

【解説】

大型ショッピングセンター等で、ウォーターサーバーの販売をよく見かけます。冷水、温水が 24 時間いつでも使えることに魅力を感じて、気軽に契約してしまうこともあるようですが、解約に関するトラブルの相談が入っています。ウォーターサーバーの販売では「無料」と勧誘されますが、ウォーターサーバーのレンタル料は無料ですが、一定期間水を定期的に購入する契約を結ぶことになります。いったん契約すると、契約期間内に解約する場合には解約料などが必要となる場合があります。

契約の前には、契約期間、水が送られてくる頻度と量、1 か月あたりの水の代金、解約時の違約金などの契約内容や条件についての説明をしっかりと受け契約書も確認しましょう。設置場所や大きさやその他の機能にも問題はないかよく確認しましょう。また、メンテナンス費用や電気代など水の代金以外に必要な費用も調べておきましょう。不明な点があれば、セールスマンに質問し、納得してから契約しましょう。

特定商取引法で定める訪問販売にあたる場合は、クーリング・オフ制度が適用される場合もあります。トラブルになった場合は、早めに消費生活センターに相談しましょう。